

八千代町上水道をご利用の皆様へ

水道基本料金を減免します

物価高騰対策として、町民の皆さんと町内事業所の経済的負担を軽減するため水道基本料金の減免を下記のとおり実施します。

【減免対象者】

八千代町と給水契約をしているすべてのお客様

【減免対象期間】

令和7年11月請求分から令和8年3月請求分

【手続き方法】

申込手続きは不要です

【減免内容】

水道基本料金の50%を減免

契約口径別の減免額

口 径	基本料金(月額)	減免額(1か月あたり)
13mm	1,925円	963円
20mm	2,475円	1,238円
25mm	3,080円	1,540円
40mm	4,840円	2,420円
50mm	8,910円	4,455円
75mm	20,900円	10,450円

※上記金額は、消費税を含んだ額で記載しています。

【注意事項】

- 従量料金・メーター使用料・下水道料金については、減免の対象となりません。
- この減免の手続きに関し、役場から電話や訪問をすること、銀行やコンビニのATMへ誘導することはありません。

問い合わせ先

八千代町産業建設部 上下水道課上水道係

TEL 0296-48-2037 (平日 8:30~17:00)